

第十三回 参議院内閣委員会 會議録第三十三号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動
五月三十日委員波多野鼎君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
成瀬 幡治君

委員 横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豐次君
赤松 常子君
上條 愛一君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

委員外議員 赤木 正雄君
田中 一君

國務大臣 建設大臣 野田 卯一君

政府委員 行政管理局 山口六郎次君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局 中川 融君
農林省農政局長 野原 正勝君
農林省農政局長 小倉 武一君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 小川 宗保君
常任委員 会専門員 小川 宗保君
農林大臣官 立川 宗保君
農文書課長 房文書課長 小林興三三君

説明員

本日の會議に付した事件
○理事の補欠選任の件
○連合委員会開会の件
○恩給法の臨時措置に関する件
○農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。
理事の山田佐一君が辞任せられまして、理事の補欠選任を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは理事の補欠選任をいたします。
○楠見義男君 理事の補欠選任につきましては成規の手続を省略して前例に従つて委員長から指名されることの動議を提出いたします。
○委員長(河井彌八君) 楠見君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

認めます。それでは委員長から指名をいたします。中川君にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案について厚生委員会から連合委員会を開きたいという申出がありました。これは、これは同意することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ではさように決めます。

○委員長(河井彌八君) 次に農林省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これはまだ予備審査であります。なおこの際行政管理局長官から発言を求められまして、恩給法の臨時措置ですが、恩給の取扱をどうするかという点についての御質問がありまして、答弁が留保されておりましたので、野田長官から発言を求められまして、野田長官から発言を許します。
○國務大臣(野田卯一君) 恩給につきましては国家公務員法第三条及び第八八条によりまして人事院は権限を有しておりますが、この第八八条によりまして、人事院は健全な保険数理を基にした、而も人事院によつて運用される恩給制度を速かに研究をいたし、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬ旨を規定してあります。併し人事院はこの規定により現在勧告を研究立案中でありまして、まだこの勧告が行われるに至っておりません。他面総理府設置法によりまして、附則第二

項によりまして人事院が恩給制度を運用するに至つた場合は、その限度で恩給に関する所掌事務と権限が人事院に移行する旨を明瞭に規定してあります。この移行が行われるのは人事院から勧告が出された上で内閣又は国会で更に検討の上恩給法の改正が行われたときであります。従つて現在では人事院では研究をいたし、総理府恩給局では恩給の支給事務及び制度の研究を行つていくわけでありまして、なお人事院の研究していただきます恩給制度の範囲は現在の国家公務員法における一般職の職員の範囲に属してありますから、旧軍人又は遺族に対する恩給の問題や又特別職の恩給の問題は一応対象外になつておるのであります。この件につきましては将来恩給局が人事院に吸収されるときに當つて定めなければならぬと考へております。

○委員長(河井彌八君) それでは議題をもう一度繰返しますが、農林省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。予備審査であります。そうして昨日に引続きまして質疑をいたします。
○楠見義男君 私は昨日に引続いて農林省設置法等の一部を改正する法律案についてなお若干の御質疑をいたしたいと思つてございます。昨日も申し上げたように三好委員から御質疑になつた点について別の角度から質疑をいたしたいと思つてございまして、昨日は一応部制の問題について質疑をいたしたのでありますが、本日はその次に外

局の問題について先ずお尋ねいたしましたと思うのであります。外局の問題については栗栖委員から御要求になりました資料の御提出を待つて改めて検討の上いたしたいと思つておりますが、概括的に一点だけ伺いたしたいことは、野田大臣の今回の行政機構改革に関する趣旨の説明の中にも、外局は原則として総理府以外のものは審判的な機能を有するものに限る。こういうこととあります。ただ特別の事情のあるものについては認め、その一つの例として水産庁が農林省の外局になつておるのであります。私はこれは多少自分の意見に互る点も附加えて誠に恐縮であります。私も官庁行政に経験のあつた者、特に農林部内に御厄介になつた者としての経験からいたしますと、水産庁の外局というよりはむしろそれよりも林野庁或いは食糧庁のほうが外局としてはより一層重要でないかと思つております。と申しますことは単に事業分量とか或いは人員の数とか、こういうようなことのほかに特殊の性格を持つておる。いわば例えば林野庁をとつて見ましても、これは現業的、昨日野田閣下関係について部制のときに申し上げたのでありますが、一つの大きな林野庁事業経営をやつておるものであります。従つて本来その国有林の林野事業経営のほかに一般の林政の点も附加えられておりますけれども、こういう特殊の現業的な機能、特に今回も労働関係三法の改正に当りましては林野現業員としては一般の公務員

と違つた待遇が与えられて団体交渉権も認められる、こういうふうな状況であります。従つて事業の性質又特質、更に今申しました労働関係等の事業から見てもその必要性は水産庁以上に林野庁或いは又食糧庁等にもあるかと思ふのであります。これは併し意見でありますからこの程度にいたします。昨日の野田大臣の御説明によりまして特殊の性格が述べられたのであります。例えば農山漁業といふふうによりまして、例へば農山漁業といふふうによりまして、即ち山村地帯では半農半山、漁村地帯では半漁半農、そこで農山漁業に対する政策といふものはその間に間然するところなく同様の観点から農林省はやつて来たと思ふのであります。従つて単に水面における事業といふだけでは私は特殊の行政として外局に残した理由は乏しいのではないかと、むしろこれははつきりおつしやつて頂いたほうがよいと思ふのであります。政治的意味が相当入つて水産庁が残つたのではないかと思ふのであります。その点についてもう一度御答弁を煩わしいと思ふのであります。

○国務大臣(野田卯一君) 水産庁を水産庁として残して、今外局として残すといふ点につきましては、その他の仕事との関係から申しまして、農と林とは不可分であるといふことは、これは御承知のように非常にやましく行政機構の改革のときに言われております。絶対不可分でもそういう絶対不可分の問題は一箇所において先づ統一して所轄すべきものである。これは行政機構の根本の原理じやないかと思ふのであります。そういう意味合

において林野庁が内局として他の農林行政の部局と一緒にして統一した大臣、次官の下でやりやうになるというか、筋が通る感じがするのであります。水産の問題につきましては前々から水産はほかの農林行政とは関係が薄いと云つては一般に言われておるわけでありまして、取扱ひにつきましてもそういう取扱ひをされておる、又先ほどこの前も申しましたが、委員会の運営におきましても水産委員会といふものは初めから別に作つて農林とは切離してやつておられます。こういうふうな事実もあり、又水産省設置法といふものが参議院では殆んど全会一致のようになつて成り立ちかけていたといふような事実もある。この事実の裏にひそむ水産といふものを或る程度農林と密接不可分である、或る程度農林省の所管には従来あるのだけれども、その仕事は他の仕事を或る程度切離して取上げる独立性をもつてゐるものである、特殊のものであるといふこと、事実に基づくやうな結果である。こういうふうな我々が見ているわけでありまして、今度行政機構改革の案を練りまゝの場合でも、農林省からこれ政府部内の話でありますが、水産庁だけは性質が違つて外局に残つてもいいやうなことを要求もあり、かれこれいろいろなことを勘案いたしまして、今回の機構案におきましては水産庁を外局として残した、こゝういふやうな実情になつておるのであります。

○補見議員 只今の御答弁は従来野田大臣が述べになつておられたことと全く同一範囲内でありまして、私はその範囲のほかに更に特殊性について御意見を伺へるかと思つたのであります

すがこの程度にいたしたいと思ひますが、ただ私はこれは質問でなしに一言だけ申し上げておかないと気の済まないことがありますのでこれだけ申し上げておきたいと思ひます。

それは水産省設置法の問題は私も提案者の一員になつたことがあるのであります。それは当時水産委員会の委員長が提案者としてこの委員会にも提案の理由を御説明になり、私はその提案の理由でうなづけるところがあつたもののだから実は賛成をした一人でありましたが、その理由はもう過ぎ去つたことでありまして、即ち日米加漁業条約の点から見た理由も実は非常に強かつたのであります。即ち日米加漁業条約の丁度結ぶ最中、直前でありまして、諸外国の特に又アメリカ或いはカナダ方面の意向からも、日本は水産省といふやうなものがあつたほうが日米加漁業条約締結の場合に非常に有利であらうといふ向う側のサベツションもあり、従つてこの条約締結は将来に互に非常に大きな意味を持ち、而も今後続くアイリッピンとか或いはインドネシアとか韓国とか、そういうやうなところと結ぶ漁業条約の先驅をなすものであります。従つてそういう観点から私は水産省設置といふものについては非常に重要性を強調せられた点に同感をいたしましたのであります。併しその事情は今日はずでなくなつたわけでありまして、その当時水産省設置法について署名は一番多くされて、而も一番それについてその成立を阻止されたのは自由党の諸君であります。この点だけは私ははつきり申し上げておいたほうがいいと思ひます。この事情だけはこれは包み隠さず申し上げておきます。それはそ

れだけであります。その次の問題として、外局の点については先ほども申し上げたやうに御提出になつた資料に基いて更に伺ひたいと思ひます。

第三番目は営林局の点であります。今回営林局の一営林局の廃止、一営林局の新設、そして又それに伴う管轄区域の変更があるものであります。この点は所管大臣でない野田さんにお伺ひするのには無理かと思ひます。農林当局から御答弁を煩わしいのであります。が、申し上げるまでもないことであります。けれども、営林局の行政即ち国有林行政といふものは事業の面と同時に林政の面が非常に重要でありまして、特に国有林につきましては旧藩時代からの慣行とか、或いは明治の初年における土地の官民有区分の査定とか或いは境界査定とかいろいろの経緯を経て参つて来ております。而も地元と国有林との関係から言いますと、今申し上げたやうに旧藩当時の林政が非常に重要な意味を持つておるのであります。この点は政務次官も長く林政に携わられたのであります。そこで昔もこの大林署時代にその地域の変更があり、又統合が行われた際に貴重な旧藩当時の文書或いは境界査定当時の重要な文書の散逸があり、従つてその後に林政に携つた、私も多少携つたことがございまして、そういう場合に非常に困難を来したことを今思ひ出すわけでありまして、従つて区域の変更なり或いは新しい営林局の新設或いは営林局の廃止といふ場合に、まゐりましたと云ふやうなことが非常に行われるのであつて、この点は特に注意をする点であります

が、そういう不便の点をふみこえて新しく管轄区域を変え又営林局長の変更をするといふにはそれ相応の強い理由がなければならぬわけでありまして、従来といへども流域についてその相矛盾した造林とか或いは新伐とかいふことが行われたり、又違つた施行案が営林局の違つたことによつて立てられるといふやうなことはなかつたと思ふのであります。そういうやうな事情をよく御承知の上で営林局の新設或いは廃止、管轄区域の変更といふことが行われる以上は相当強い理由がなければならぬと思ふのであります。その点についての御説明は先般同つた程度ではな十分納得しかねるものであります。この際それらの点について詳細に御説明を煩わしいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 営林局の移転或いは又新設であります。これは御指摘のごとく営林上の必要と申します。より一層国有林の管理経営並びに民有林の指導等の機能を十分に発揮するための必要に基き変更でございまして、従来もございまして営林局の中で特に長野営林局、東京営林局といふやうな点につきまして詳しく詳細に申し上げます。昭和二十二年の林政統一がなつたのであります。現在あります長野営林局はもと木曾福島にありました。帝室林野局の支局になつておりました。それをそのまま長野営林局としたわけでありまして、長野県全部と岐阜県の一部を管轄しておつたのであります。それは木曾にありました木曾の帝室林野局の支局は御承知の通り帝室林野局として御料林だけを管理しておつたわけでありまして、このたび新た

に国有林全体が一括に管理経営されるという段階になりましたので、木曾の一带だけでなしに長野県全部及び岐阜県をも含めたわけでありましたが、いろいろ仕事をやりやす上に他の管林局との事情を見ておきますと、新潟県は戦時中に前橋の管林局が疎開いたしました関係で前橋管林局に所管されておつたわけでありました。非常に遠隔の地であり又非常に流域が遠つておりますので、山林の構造等かなり違う面があります。従つて地理的に見て非常に形の良い管轄区域というふうな点を地理的にも見、或いは又国有林の面積或いは管林署の数というふうなものから考えますと、どうも従来の長野管林局という形では管理経営上どうも適正な管理の上に支障がある。これはやはり信濃川を一本の流域とする考え方をもちて長野県と新潟県は一つにしたほうがよろしいと、そのほうが事務効率を発揮する上において非常によろしいというふうな点で長野県と新潟県は一つにしてやる、それから岐阜県の一部というのはこの際切離しまして名古屋管林局のほうに一緒にすることにしたしまして、そして長野県の長野市に管林局を置くことに考えたわけでありました。それから利根川流域は先ほど申しましたように前橋の管林局があり、東京にも管林局が今日あります。利根川流域をはるかにこえた信濃川の下流地帯である新潟県まで一つにしまして前橋の管林局があつたのであります。非常に前橋では不便であり、又あまりにどうも流域が遠く大なるものでありますのでこれはむしろ長野管林局のほうに新潟県を入れることを一つの機会にいたしまして、利

根川流域というものは東京の管林局一本にいたしまして群馬、栃木、埼玉、東京都、千葉、神奈川、山梨、それに茨城というふうなこの地帯を含めまして東京の管林局ということにしたほうが好都合ではないか。それから又従来東京管林局で管轄しておりました静岡県は地理的に見てもむしろこれは名古屋管林局のほうに一緒にしたほうが非常に管理経営上便利であるという点で名古屋管林局に持つて行くと、それから福島県は非常に国有林も多く管轄の管林署も多いわけでありました。従来宮城県が青森管林局の管理になつておりました。青森管林局が青森、岩手、宮城と三県にまたがつてあるわけでありましたが、宮城県から青森へというのは非常に地理的にも遠いわけでありました。そこで非常に国有林の多い管林署の多い福島県は、福島市に管林署を置きまして、福島県と宮城県を一緒にして新しく管林局を作ると、前橋の管林局は先ほどこれは申しましたように管林局を廃止するというふうなことにするならば、国の全体から見ても非常に地理的にもバランスのとれた又管林署の数等も不当に、余りたくさん管林署を管轄するというふうな無理が教わるわけでありました。そういう点で今回の管林局の新設或いは廃止というふうなことは、飽くまでもこの管林行政を完全にやつて行くための技術的な考慮から考えられて、さような結論になつたわけでありました。

○補見委員 私はこれは意見を交えての質問になります。いろいろ疑問はあるのですが、それは長野管林局は今お述べになつたように長野県の管轄区域は従来と変わらない。それに今新潟県が加わつた。ところがその新潟県のほうは従来もこれはずっと昔は東京管林局に所屬しておつたのですが、国有林というものは多いとは思われないのですが、むしろ林政統一の結果は長野に多い。そこで従来は木曾の支局を御料林の木曾の支局として岐阜の一部を管轄区域にしておつた。今度新潟県が加わつてそして局が木曾福島から長野に移る。長野に移るといふことについて最初に申し上げたように、今ある建物のほかに又長野に管林局というものを一つ開設するために新しい設備を作らなければいけません。それから又区分署その他のものも移さなければいけません。むしろ長野県よりも新潟県のほうが国有林としてのいろいろな仕事が多くて、そして又その山村の人々が管林局にしようという行かなければならぬような仕事が多量に多いといふことであらば、木曾福島よりも長野市のほうが新潟県に近いから、そういう人たちの便宜も考えるといふことも考えられまして、それが仕事の分量が長野のほうが多量で、而もその長野は従来も木曾福島であつたところのことであらば、ことさら管林局といふものを移してやる必要は、勿論絶無とはいへませんが移すことによつて失われるまあ損失といふものも、不便といふものも、さういふものも、彼此勘案をいたした結果は、やはり従来のその支局のあつた所において置いたほうがいいのじやないかと、これはまあ或いは素人的な疑問かも知れませんが、さういふふうな思ふのでありますが、長野市に移さなければならぬといふ特に強いなんかい由はあるのですか。

○政府委員(野原正勝君) 御承知の通り木曾の福島はあゝい木曾谷の中心地帯でほんとの山の中の林業経営、あの木曾の御料林だけを対象とした場合は誠に絶好な場所なんでありまして。むしろ林業経営はあゝい落着いた環境のもとにやるといふことが非常に実はいいわけなんでありまして、これはやはりこの旧御料林というものを対象としたときの考え方が中心で、当時御料林の帝室林野局の支局があつたわけなんです。今日はまあその当時と大分事情が變つております。つまり長野県全域に互つて相当たくさん管林署があります。これらが管林局を中心にしていろいろと業務をやるわけでありまして、いろいろと職員の出入り、或いは又関係の各地の関係者の出入り、或いは又地方の行政庁とのいろいろな関係、いろいろな連絡上から言いますと、実は木曾の元の御料林だけの通りならば、まあたいてい木曾の福島で何ら差支えないといふような程度でございまして、今日あれほどの全体を管理するやうなことになるやうな、当然県庁との関係やらあらゆる方面との関連が非常にこくなつて参ります。木曾の福島におつたといふことはやはりこの管理経営上不便だといふ点が従来痛感されておつたわけでありまして、それから又御承知の通り管林局は相當な職員を包容しております。教育であるとか或いは又家族の疾病その他いろいろの点を考えましても、やはり木曾の福島ではいろいろな点で不自由の点も相當あるといふような点で、従来地元におきましていろいろとそれらの問題は考えられて、まあ長野県としてはどうしたらよろしいかといふふうなこと、まあ木曾の福島では飽くまで

も福島に置いてもらいたいといふ強い要望があつたことは承知しておりますけれども、県全体としてでき得べくんば長野市に移してもらいたいといふことが長野県の決議となつて現われたといふふうなことも伺つておるわけでありまして。あえて長野県だけを管轄するのであれば福島から長野といふことを無理に急いでやるといふふうなことは、これは考えなければならぬ点もあつたわけでありまして、信濃川流域をできれば一つにしたいと、前橋の管林局というふうな、戦時中の疎開であつたといふふうな関係もございまして、実は必ずしも適當な場所であるかどうかといふような点でもあいろ／＼検討されました結果、前橋からこのたび東京のほうに管轄区域が變ると、現地の管林局の便宜上福島県に置くといふふうな形になりました。一つのチャンスでございまして、新潟県は東京へ持つて来るよりも信濃川流域としてやはりできれば一本のものにしたいといふことから、長野県と一緒にした管林局を作るといふ形にしたほうがよろしいといふことで考えますときに、やはりこの遠隔の新潟のほうからそれ／＼皆木曾の谷まで入り込むといふことは、なか／＼い／＼な点で便宜上困ることも出て来るといふやうなことで長野市に移すやうなことに變つたわけでありまして。但し現在あります長野福島のいろいろな施設といふものは誠に貴重な施設もありまして、現地に置きまして十分その施設を活かすやうなことは、長野市としてももとよりこれは考えなければならぬといふことであらう／＼な施

○楠見義男君 余り私だけ時間を取るのも如何かと思ひますからほゞにしたいと思ひますが、一点だけ最後にお伺ひいたします。

それは外国為替予算の問題であります。すが、今回の機構改革で外為委員会が廃止され、そうして又経済安定本部における従来の権限がそれ／＼各省に移されることになつたわけでありまして、それに伴つて農林省においても、今回の改正法律案を見ますと、第四条の十六の四号に「所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をする」と。こういうような字句で入つてい

るわけですが、そこでほかの省の、例えば通商産業省のほうを見ますと、所管事務に「貿易に係る外国為替予算案を作成すること。」こういうこ

とで、農林省関係においては「準備をすること。」というふうになっているのでありますが、何の法律でありましたか、この内閣委員会ですらまでに審議

した法案の中で事柄は外国為替ではありませんが、たしか総理大臣が国会に報告する、その報告案の原案を作成するという言葉があつたように思うのであります。そこでこれは大野木さん

は御記憶だろうと思いますが、原案を
作成するということと作成の準備をす
るということとどれだけの違いがある
のか、これを一つ伺いたい。これは大

野木さんから伺ったほうがいいかと思
います。御記憶ないですか。
○政府委員(大野木克彦君) 私は聞い
ておりませんでしたので……。

○委員長（河井彌八君） 速記をとめて。
 〔速記中止〕
 ○委員長（河井彌八君） 速記を始めて。

○国務大臣(野田卯一君) 私から事柄の筋を先ず申上げまして、足りなかつたら事務当局からお聞きになつてもらうことにいたします。

外貨予算につきましては、この編成は行政機構改革後におきましては、貿易関係におきましては通商産業省で取りまとめ、貿易外につきましてはこれを大蔵省で取りまとめめる。そういたしましてその両方のものを更に一本にするのは、大蔵省でありまして、それを閣僚審議会に提出いたしましてそこで審議を終えまして、それから閣議にかけて最終的に決定する。こういうことと

に相成つてゐるのであります。従つて貿易関係は原案を通商産業省で作る。従いまして物資の輸出入に関する問題は農林省に廻り、厚生省に廻り、或い

は運輸省に廻り、いろいろな役所に互つておりますので、そういう意味からすれば、準備資料を作つてそれを通商産業省に持込んで、そこで通商産業省

かいろく語を取りまとめて、それで大蔵省が作り、それを大蔵省が閣僚審議会にかける。そういうことになるという考え方で進んでおつたのであります。

○補見義男君　そこでこの予算の作成の準備をするということと、どうせ予算案でありますから、今野田大臣のお話のように、最終的には閣僚審議会で

御決定になり、その外国為替予算案について農林省は所掌事務に関するその予算案を作成するのか……、作成の準備をするところを書いてありますよう

に、作成を準備すると、その作成の準備ということがどういふふうに予算案成立までの経過を経て行くのか。この点は実は事務当局からでも結構です。

が、伺いたいと思います。

○説明員(立川宗保君) 予算案の編成の過程を申しますと、先ずこの準備という意味は農林省、運輸省、通産省

等から上半期においてこれ／＼の輸入を
したいという計画案を作りまして、
それを通産省に持ち込む。で、通産省
で又通産省の設置法にありますよう

に、それを取りまとめて貿易に関する
外国為替予算案をそこで一応編成す
る。で大蔵省では貿易外に関する予算
案を一応編成いたしました、そうして

その両者を大蔵省で更に総合調整をする。そうして初めてここに何年上半期の外国為替予算案というものが、一応の原案ができて、それを閣僚審議会

○補見義男君 そりすると、伺います
が、農林省の所掌事務、或いは厚生省
とか、ほかの省は別にして、農林省の

所掌事務に関する外国予算案というものを農林省がお作りになつて、その作ったものを通産省に出した場合、通産省はほかの省の予算案とひつくるめて

大蔵省に出すということになるのか、農林省の作つた予算を通産省の立場から査定をするということがあるのですか、その点がわからないのです

が……。

○説明員(立川宗保君) これは、こゝまで来まする過程においては非常に論議があつた点でございますが、結局政

の通産大臣の責任で大蔵大臣に回付す
 に対して、通産省がそれを査定をいた
 し、そして査定案を大蔵省に、通産省

○補見義男君　その査定をするという
根拠は、通産省のほうには貿易に係る
外国為替予算案を作成するという言葉
遣いであつて、農林省のほうでは予

算案の作成の準備をするという、この準備があるからそういうことになるのですか。それともそれ以外の根拠で査定をするのですか、その点を伺いた

いと思います。

○説明員(立川宗保君) その法律的な根拠は、通産省設置法の第四条の、「予算案を作成すること。」ということか

○補見義男君　そうすると逆に言え
ば、「準備」という言葉があるからそう
いうことになるとも了解していいので
すか。

○説明員(立川宗保君) 若し「準備」を飯に割りまして、これは通産省の権限といたしまして、第四条に「外国為替予算案を作成すること。」とあり

ますならば、結局貿易に関する外国為替予算を作成することは、通産省にあるということはこの確定をいたされとておりますから、仮に「準備」とい

う条項を削ろうと、削るまいと、通産省で外国為替予算案を作成することは間違いない。或いは農林省の設置法で農林省所管に関する外国為替予算案を

作感することと並んで書いてあります。ところが、どこでまとめるか問題になりますが、一応「準備」ということを全部削りまして、通産省にかような規定が

○楠見義男君 野田大臣に伺います
が、先ほどお述べになつた通産省は一
切貿易に関するものゝ案を作り、それ
を各省で取りまとめることにな
ると思います。

て、それを一本にして閣僚審議会でおきめになるといふお話でしたが、閣僚審議会できめるといふ権限の法的根拠はどこにあるのでしょうか。

○國務大臣(野田卯一君) 貿易為替管理
理法であります。

○楠見義男君 貿易為替管理理法では、
私は今ものを持たずにこういうことを

何方の言葉なんだですか 閣僚審議会
という言葉でやつてゐるのですか、総
理大臣という言葉ですか。
○国務大臣(野田卯一君) 閣僚審議会
という言葉を使つておられます。

○柿見義男君 私は実はこの外国為替問題においてなぜこういうことを質問しますかという、従来は経済安定本部という一つの総合企画官庁があり、

又連絡調整官庁がありましたために、その点は必ずしも安本は十分な機能を果たしたとは思いませんけれども、一つの役割を果たしたと思うのであります。」と

ところが最近の、例えばバターの輸入問題或いは油糧子実の問題等から見ましても、通産省は単純にポンド対策というような観点に重点を置いて、国内産業

というものの重さを殆んど無視しておられるのではないかと思われるような節が多いのであります。そこで講和が発効して日本の経済或いは産業が国際

的視野に立ち、そして又その競争の荒波に立たされている場合に、国内産業を維持して行く或いはこれを健全に育てて行く、過ちなく指導して行くその責

大臣が一応の責任を負つていなければならぬと思ふのであります。ところが、日本銀行の例を一つとりましても、日本の現在の製造総額の五分の一になるような巨額の行賄官庁の長である

うなバターを、ボンド対策の観点からこ

れをやつて行く。一方では当該主管大臣は有畜農業というものを奨励するといふので、廣川式の宣伝もありますけれども、併し非常に力を入れておるようであり、ところがそれをやつてい一方において、バターを、五分の一にも及ぶようなバターを入れて、一方では有畜農業を奨励し、一方ではそれによつて酪農業というものを潰すような虞れのある政策をやつてゐる。油糧について、油糧或いは油糧子実に関する当該責任大臣は農林大臣であるにもかかわらず、ポンド対策の観点から或いは極端に言えば一部局、一係官の面子からそれをぶち壊すようなことをやつてゐる。そこで外国為替について今申上げたように国際経済の荒波に出て行き、それにさらされてゐるような今後の日本の経済において国内産業というものを、単純にポンド対策とかいうような……これはポンド対策を必ずしも私は必要だとは申しませんが、そういう観点からやられることに於いて非常に危惧の念を持つわけなのであります。これは意見でありますけれども、そういう意味から、実はこの外国為替の問題は、今回の機構改革において非常に問題なのであります。そこで農林省に伺いたいのであります。農林省の今回の改正案の十二条の二であります。この一号に「主要食糧、飲食品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。」とありますが、「油脂」といふのは油糧製品も含むのか、或いは油糧子実はどうなるのか。この点を先ずお伺いしたいと思います。――

○説明員(立川宗保君) この油脂は、油糧子実を搾油いたしましてやられた油、それから水産関係の魚から搾つた油そのものであります。油脂製品につきましては、飲食料に供せられるものはその上の飲食料品の中に入る。飲食料に適しないものはこれに入らないということになります。

○補見義男君 その中でその五号に、同じく「主要食糧、飲食品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。」この「油脂」の意味はどういうふうな……

○説明員(立川宗保君) この「油脂」も只今申上げた「油糧」と同じ意味であります。

○補見義男君 そうすると油糧子実、及び油糧子実から搾油した油の輸出入の調整は農林省が所管すると、こう理解していいですか。

○説明員(立川宗保君) これは通産省の権限におきましては、貿易に関する権限があるわけでありまして、その通産省の権限といふはダブつておるといふふうには解しません。これはいわざつきの輸出入の連絡調整といったような意味で、通産省が輸出入に関しては責任を持つておられますから、その内部的な連絡調整、かような意味であると考へております。

○補見義男君 そうするとこの五号の「輸出入の調整」といふのは、通産省との関係における調整と、こういう意味ですか。

○説明員(立川宗保君) その中で、もつて性質が違ふと考へますが、例えば米麦等の主要食糧のようなものにつきましては、これは通産省設置法におきまして、第四条の二項であり、出及び輸入の基本的事項については農

林大臣に協議しなければならぬ。という規定がございまして、これについては明らかに農林大臣の権限があるものであります。そのような意味において、米麦等の主要食糧についての輸出入の調整、それから例へば油脂についての輸出入の調整の書き方は同じ書き方をしておりますが、その実質上の意味は、多少ものによつて違つて来る、かように考へております。

○補見義男君 通産省との関連において、御検討になつたと思つておりますが、通産省の官制、設置法を見ますと、油脂に関する言葉はただ一カ所、十一條の輕工業局における所管事項の中で、「油脂製品」といふ言葉だけが出て参るのであります。今お述べになつた油脂の漁業用油とか、或いは油糧子実、或いは油糧子実より搾油した油、こういうものについての所管は、当然そうすると農林省にあると、こう理解していいのですか。

○説明員(立川宗保君) この通産省の設置法の四條とあるのは、廣く十六号とか、十七号とかの「輸出及び輸入を行うこと」、或いは「輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること」といふたようなことがございまして、一般的に貿易について廣く権限を持つておる。こういうことに相成りますので、従つて油脂については、この個別的に特掲してはおりませんけれども、輸出入の見地においては廣く権限を持つ、かようなことになると考へております。

○補見義男君 そうすると具体的に、先ほどあなたのお述べになつた、繰返し申しますが、油糧子実油、漁業用油、こういうものについての具體的の生産、流通、消費管理に関する権限はないが、併し輸出入の面から通産省は権限があると、こういうふうな御趣旨の御説明であります。一応そういうふうにした場合に、今お述べになつた通商産業省の第四條第二項において、通商大臣は、いづれ他の官庁における基本的な官庁の所管物資について輸出及び輸入の基本的事項を定める場合は、それ、当該大臣との間に協議をしなければならぬ、こうあつて、農林関係については、「米麦等主

要食糧、肥料及び飼料」とあるのであります。油脂は今お述べになつたような意味における所管が農林大臣にあるにかかわらず、その基本的事項については農林大臣に協議をしないといふふうになつておるのは、これはどういふことなのですか。ということをお伺いいたします。

○説明員(立川宗保君) 農林省の一枚看板のような政策を、一方ではポンド対策からぶつ壊そうとしてゐる。或いは油糧子実をインドルからあまに油を、日本の国内産業の油糧子実を入れるという希望を押し潰してまで、ポンド対策の観点からあまに油を入れる、この点が私は実に全体の日本の産業を案する暴挙だと思つておられますが、その点がはつきりしておらないからこういうことになり、又こういう疑問を持つのであります。ここに通商産業省の四條の二項に油脂が入つていない理由は、農林省としてはどういふふうにお考へになつておるのでしようか。

○説明員(立川宗保君) 率直に申し上げまして、この今の問題については非常に何と言いますか、具體的な運営については大いに問題があると考へており

ます。で、御指摘のように、輸出、或いは輸入に関する政策を定めます場合に、これは必ず国内産業としてのそれぞれの当該産業の運営に至大の影響を及ぼします。で、たゞ、通産省は輸出入に関する全体の権限を持つておられますと同時に、所管物資については原局としての立場を持つておられますから、鉱工業生産物については、全体として一貫した考へ方が省内で調整できるわけでありまして、ほかの省は暫く除きまして、農林省所管物資につきま

すと、例へば油脂について言えば、これは産業の立場と貿易の立場というものの問題が出て参るわけでありまして、そこでその問題は輸出入に関する調整を重しとして見るか、それとも産業の立場を重しと見るかによつて、その辺は非常に争われるわけでありまして、けれども、現在例へば外国為替予算の編成の問題をめぐつての論議にそういうことが出て参りましたが、さういふ解決をいたしてあります。そこでお尋ねの

ございまして油脂について、こういうものがなぜなかつたかということについてでございますが、これは沿革的な問題でありまして、戦後昭和二十一年であつたかと思ひますが、当時の商工省の、これは設置法、官制でありましたか、それをきめます際に、あの当時貿易庁ができました輸出の一元化という問題があつたわけでありまして、そこで従来ありました各省の権限を、全部当時の商工大臣に持つて来るという

ことになりました際に、経過的には例へば主要食糧については食糧管理法上農林大臣が輸出入の権限を持つておるといふと、その法律関係の調整も

ありまして協議するといふ恰好でそこ

で調和したというようなことであります。ところが油脂につきましましては省令で書いてあるに過ぎません次第であります。まして、油脂の需給調整規則であります。これはこの際農工大臣に一貫して権限をまとのるが妥当であるという結論でここに書かないということになったはずであります。

○補見義男君 私のおつておるの、そこで油脂という言葉が一方に官制にあり、一方には油脂製品という言葉があり、使い分けをしておるものだから、どうもどちらかに一本になつて、例えば油脂は通産省になつておればこういう疑問は起らないのですが、一方では油脂という言葉になつておるものだから、それについては生産、流通、消費、管理の権限は農林省が持つておられる。而もこれが飼料等々に比べると、重要なものであるというにもかかわらず、この通産省の四条の二項にそれが落ちておるものだから、その点がどうも疑問になつて何つておるんです。

○説明員(立川宗保君) これは物資の所管といたしましては、油脂と油脂製品といたしまして二つにわけてあるわけでありまして、そのほかにも農林省の所管物資でありまして、こういう油脂と同じような扱いになりますものについては、農林、水産業専用物品といつたようなものについて、或いは飲食料品もそうでありまして、物資としては農林省の所管としておられる油脂と同じく輸出入の問題については協議というところまで行かないで、通産大臣の権限にあるということになつております。

○補見義男君 そうすると油脂については主要食糧で、飼料、肥料のようなもので、農林省としては重要にお考えになつておられないから、この協議事項についても協議の必要がないと、こう了解してよろしいですか。

○説明員(立川宗保君) 決してさうではございませんで、油脂については飼料等と比べまして、決してウエイトは重くも軽くもならないという工合に考えますが、この辺はやはり昭和二十一年のときの沿革的な経緯であります。それをこの際変更するということは事実上できないものであるという工合に考えまして、暫く従来通りいたしたいと考えておる、かような結論であります。

○補見義男君 この問題はこの程度にしまして、次は非常に細いことなんです。同じく十二条の二の八号における「主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。」とありますが、この助成は現在どういふ助成をお考えになつておるのか。或いは又将来どういふふうな助成を考えていらっしゃるのか、この点をお伺いします。

○説明員(立川宗保君) 助成は現在のところは該当しておる仕事はやつておらないと思ひますが、曾つてそういう助成の仕事をやつたこともございまして、差当りどういふこととは考えられておるんですが、権限としてはかようなことが将来あり得ると思ひますのでここに書いてあるということでございます。

○補見義男君 これはもう一つ農林省のほうに資料としてお願いいたしたいのでありますが、この改正法によつて

新らしく機構が変つた場合における分課の状況を資料としてお出し願ひたいと思ひます。

○三好始君 資料の要求が出ました。が、序でに私からもお願いいたしたい資料が一つあるのでございまして、併せてお願いいたします。それは設置法では具体的に外局と内局とでどういふふうな事務の運営の仕方が違ふのかというところが出ておりませんけれども、同じ内局のほうでも例えば現在の海運局の統計調査部は組織規程の上では、業務、会計、人事等に或る程度の独立性を持つたような組織規程になつておるといふことも何つておるのであります。審議の必要上現行の組織規程を資料として頂けるのだったらお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) よろしいそうです。

○補見義男君 私は一応資料の提出を待つて改めてお尋ねすることにいたしてこの程度で……。

○栗橋越夫君 根本問題は先ほど申しましたように資料の提出を待つていたしたいと思ひますが、この条文を見てもみると、実に農林省は大蔵省の仕事もできるような規定がずつとあるんです。が、この法律案の六頁の十二号ですが、「資金に関する調整」とあります。が、これは大蔵省の所管事務でなければならぬと思ひます。一般に資金に関する調整をなさるのですか。そこはどうか。

○政府委員(野原正勝君) これは御承知の通り農林漁業資金のことでございます。

とはどこでわかりますか、この条文について……。

○説明員(立川宗保君) これは実は整理のミスということになると思ひますが、十二号の現行規定は官房のところを置いてございまして、これを農林経済局のほうに移したのでございまして、官房の場合には官房の所掌事務の頭に農林漁業に関するというのがかぶつてあつたわけでございます。農林経済局のほうにはかぶつておりませんので、その辺はいわゆる整理のミスで、従来は当然こういうことであつたのであります。それがここに持つて行つて誤りに出して見ると、今度はちよつとおかしいということになるかも知れませんが、この辺は或いは申訳ないミスであつたと思ひます。もう少しはつきり調べます。

○栗橋越夫君 そうしますと、十七号の企業体の整備、振興も一般であつたからこれは大変なことになるのでこれ……。それからその次の「商工業団体の指導監督」、これにも農林省の所管がなかつたと思ひます。それからさつきの二十号に関する「外国為替予算案の作成の準備」も一向農林省に關するものとは出て来ないのであります。これなど再考して何か忘れないように入れて頂かんと、官房の部分には立派な分掌があるものでありますから、と思つてございまして……、私はこれでよろしいと思ひます。根本問題は別にいたしますから。

○成瀬輔治君 私も栗橋委員の請求された資料が出ましたならば、改めて質問して頂きたいと思ひますが、差当つてお尋ねしたいのは、野田長官にお尋ねいたしますが、この行政機構改革

に関する説明の中に、簡素且つ能率的なものとするのだという趣旨の下に、こういうことが行われた。行政機構改革をやるのだという趣旨はわかりますが、そこで一、二と挙げられた二の中に、「各省の外局たる庁は原則としてこれを廃止し、各省の内局又は附屬機関とすることでありまして」と、こうなつておられますが、内局を外局にするのとだけ事務が増すか、且つ能率的になつて来るかという点を原則的な問題として承わりたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 普通組織的に見ますと、外局であります。と長官、場合によつては次長、部長、課長というふうな段階になつておるのであります。その外局の仕事が本省に關連をしたとき、外局だけでやつて又本省のほうに相談をするという官房機構だけでも二重に通ることになる、でありますから、いろいろと協議をいたした場合におきましては内局であつたほうが横の連絡がよい。これは私は官房の機構的に申上げます。これは私は、外局は政治上独立をしていゝが、半独立であります。内局は相互に一体をなしておるのであります。そういう点から言ひましては連絡の点が相当密になる、それから外局ですと局の中に部がある。普通分れておられますが、内局は部がありません。そういう点においてある点になつて来る、いろいろ点があるだらうと思ひます。こういうふうな上下の段階の点もありましようし、或いは局内の相互の連絡という点もいろいろあると思ひます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと成瀬君の御発言中でありましたが、只今議長から、議場の議員の数が足りないから

直ちに議場に来てくれ、こういうこと
でありますから、ちよつと一時休憩い
たしまして議場に参りたいと思いま
す。議事が済みましたら、すぐにこ
らにお集り下さいまして委員会を続行
しようと思ひますが、さういふに願ひ
いたします。ちよつと休憩いたしま
す。

午後三時二十四分休憩

午後三時三十七分開会

○委員長(河井彌八君) これより内閣
委員会を開きます。

先刻に引続きまして御質疑を願いま
す。

○成瀬權治君 今の長官の御説明では
少し私も納得行かないところがあるの
ですが、これは意見にもなりますから
この問題は改めてということにして、
もう一点質問しておきたい点は、何か内
局と外局の場合、職務の性質で区別を
するというようなことを昨日も述べら
れておるのですが、その性質というこ
とは、農林省の場合でいうと、何か農
林行政と関係があるとかないとかい
うような意味で水産庁と絡み合つてお
る、そういうような職務の性質とい
う意味合いでございませうか。

○國務大臣(野田卯一君) 今度の外局
は前にも御説明がありました、大体
審判的な性質を持つた行政機構は除き
まして、そういうものは外局として存
置いたしますが、そうでないものは本
省に大体統合する、そういう方法をと
つたわけでありませう。そこで然らば水
産庁は審判的な性質を持つたものじやな
いじやないか、こういう御質問であり
ます。まさに水産庁は普通の行政機関
でありまして、審判的な性質のものとは

決して言えないのであります。これは一
つの例外をなすのであります。どうし
てこういう例外を作つたかという御質
問になつて来たときに、水産庁は大き
な農林省という中にありますけれども
、他の農林行政とは関連が薄いと認め
られる。そうして且つ又国会において
も水産委員会は別になつておるよう
な事実があり、又水産庁設置というこ
とが殆んど前にも皆さんの意見の一致
を見たような事実もあり、そういう事
実を十分斟酌し、又政府内部において
十分検討の上、今回の行政機構にお
いてはそれをそういう意味合いで外局と
して残すことにした、こういう意味合
いだとおつたこととす。

○成瀬權治君 若干意見を申し上げて恐縮
なんです、例えば食糧庁などに例を
とりまして、むしろ何らかの企業
のですね、企業原則に基いた一つの独立
採算制みたいなものをやつて、その点
いろいろなことをやりまして、職務の
性質でいろいろなことをやれば、むし
ろこちらのほうが水産庁と比較した場
合に、非常に農林省の中に置いてやつ
て行く場合と一つの私は、どう言つた
らいいか、独立性というより意味が
強いように思ふわけですが、水産庁は
の場合に外局にしておくが、食糧庁は
内局にしたという点に於いては、私は
は、私は実はそういう面から考えた場
合に少し納得の行かない面があります
が、これも一つ又あなたのほうの資料
に基いて質問をやらして頂きたいと思
います。

それからもう一点お聞きしたい点
は、統計に対して今度見ますと、内閣、
厚生、通産、農林、労働というよう
なところにあつた部制が全部廃止され

わけでありませうが、その点については
問題は別として、統計というものは
してあなたのほうはどういう行政上
における基本的な理念として考へて今
機構改革をされたかという、その理
念を一つ承りたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 統計とい
うものは、今日のような大なる国家行
政を取扱う場合におきましては、統計
は行政の基礎をなすものと思つてお
ります。これは極めて重要なものであ
ります。我々は特に統計的な数字によ
る場合が多いのでありまして、統計に
對しては最も理解のある一人だと思
つておりますが、しつかりした統計、し
つかりした調査をしなければ立派な行政
はできないという信念には、政府全体
として変りはないわけでありませう。今
回の統計調査部の廃止ということは、
これは前々から申上げますように、
現在の国家行政組織法においては、局中
の部はこれを廃止するといふ建前がす
でに数年前に確立されて、一年遅れに
暫定的に變がれておるような状態であ
りまして、明日を以て当然部はなくな
ることになつております。その行政組
織法に基く局中の部を廃止するといふ
原則は貫きたいと、そのほうが行政機
構としてすつきりしてよろしいとい
う考え方です。進んでおりますが、併しこれ
に關連して統計調査といふものを本
当に統計調査を作りたいと、こ
ういふ政府の意欲といふものは全然喪
失してしまつて、むしろ強くなつてお
ります。これはむしろ部を廃止する
けれども、統計調査といふものはし
つかりやつて行きたい。これは如何なる形
とつたらいいかといふことをいろいろ
研究しました結果、統計調査監とい

ものを設けようと、この監については
この前の委員会にも一応申上げたと思
ひますが、又詳しく申上げますと、こ
の調査監といふものは、私たちの考
方といたしましては、一般的な職務と
いうものを成るべく主務としない、
主務はあくまで統計調査といふもの
に専念する、そして極端に言えば統計
調査の神様みたいな人を持つて来て統
計調査監に据えたい、そしてそれは眼
光紙背に徹して仕事をし、新らしい
改革をして行くといふことに持つ
て行きたい、そして煩わしい業務の
ようなことは、その下にどうせ課があ
りますから、その課の課長であるとか
そういう人たちにしてもらつて、勿論
参考意見を述べたりするやうなことは
あると思ひますけれども、統計調査監
は統計調査に關する優秀な人を持つ
て来てこれに据えまして、それに成る
べく専念させて立派なものをやつて行
きたい、こゝろ意圖であります。こ
れはまだ今後の問題であります。統
計調査監をここに持つて来ますと、給
与の点につきましても特別な配慮を
なければならぬといふやうな考へを持
つておるわけでありませう。

○成瀬權治君 統計調査に對する考
方については私も長官と同感でござ
います、さうしたものと、それから
一つ行政上の独立ですが、調査統計
といふものは私は政治的にいろいろ
なつてはいかぬと思ふのです。例え
ば米麦の統制の撤廃なんか絡まつて
数字が減つたり増えたりしては大変な
ことになつてしまふ。さういふ場合
に、今度の監を置かれた場合、さう
いふ一つの独立性といふものが何か制
肘を受けるやうなことになるやうな

とはないであらうかどうであらうかとい
うやうなことについて心配するわけ
ですが、さういふ点についてはどうな
うにお考へになつておりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今申上
げましたように、統計調査監といふ
ものは統計のために死んでもいいと思
つておるやうな、そのためにレポ
ーターを作りたい、さういふ人を元
縮として、その人を主務として統計調査監は
これをやるのだといふことで、統計調
査につきましてもこれが非常な責任者
でもある。でありますからさういふ
やうな人がその仕事に關しましては実
上中心になる。場合によつては局長
以上の力を發揮するといふやうな
ところに置いておきたい、独立性とい
うものは維持できるのではないかと、
独立性といふものを今のやうなほかの
因からまぜくり返されるといふこと
はむしろ防げるのではないかと。普通
の部長であります、場合によつて當
りが来るときは、普通の行政官を持
つて来てさういふ替へてみるとい
うやうな、統計調査そのものに一生を捧
げる段階としてそこに來るやうな人
が來られるやうな場合が相当あり得
ると思ふ。さういふ人がさういふ
やうなよりも、むしろそれに適して
、ほかには余り融通はきかない、併し統
計調査といふやうなことに於いては
神様のやうな人が一生懸命やつて
お話をやうな点が防げるのではない
かと、さういふやうに見えておる
わけでありませう。

○成瀬權治君 その点について長官の
御答弁によりますと、人で以て防いで

行けるというところには私はウエイトがあるやに聞えるわけであり、私はそれを組織上一つの官房なら官房に置いてしまつて、私はやはり政治的な制肘がむしろ加わり得るようになると思ふのです。あなたのおつしや

はないかと思ふのですが、如何でございますようか。

○國務大臣(野田卯一君) 現在政府のやつております行政事務が非常に複雑、龐大でありますので、これを何とか整理をいたしまして、そうして機構の縮小、機構の簡素化或いは人員の整理を行いたい、こういう考えを持つておるのであります。今回の行政機構の改革に当りましては、この政府の事務の整理ということにつきましても考へてみたのであります。結局政府の事務の整理ということとは、その仕事の基礎が大体法令にありまゝで、法令の整理をやらなければならぬということになります。法令の整理ということになりますと随分手間のかかる仕事であります。非常にたくさんの方々の法律がありまして、複雑に規定されておりますので、これを整理して、許可制度或いは届出制度、或いはその他の制度をどう簡素化して行くかということについては専門的に研究して行かなければならぬという関係で、時間の余裕もありませんので、政府部内に法令整理本部というものをすでに設けて、法制局、今は法務総裁であります。将来法制局長官が中心になりまして、関係各省の者等が集まつて、一々法令を見まして、そうして間引く法律、或いはその中で簡素化をする法律、その他いろいろと仕訳をする、それを至急具体化し、これに基いてこの行政機構の改革或いは行政整理を行いたい、こういうふうに考へておるわけでありませう。

○國務大臣(野田卯一君) 現在の機構改革には全般的には上つて来ないわけでありまして、但し御承知のように、特別調査であるとか或いは経済調査であるとか、或いは安定本部とか、こういうた役所におきましては、従来その役所の任務としておりました仕事に相当なくなるとか或いは軽減されたということがありますので、それに応じましてこれを廃止したり、事務を減らしたり、いろいろなことをしております。従つてそれに関連いたしまして機構も多少と變つて参ります。人員も相当整理をするということになつておりますが、全般的には今度の改革には織込め得なかつたということでもあります。

○國務大臣(野田卯一君) 野田大臣も大蔵省の御出身だから丁度いいと思ふのですが、私は日本の財政上、特に予算が非常に複雑であつて、外国と比べて非常に事務が簡素なものならず、余分な時間がかかると思ふのであります。予算、決算であります。その実体を捉へるには、差引きいろいろ勘定をして初めてわかる。而も予算の作り方、会社の経理その他から見ますと、まだ大規模式の精神が残つておると思ふのであります。これをよくとわたりやすく、誰にもわかりやすく事務を簡素にするためには、財政法に關係しますが、そういうものを更めてこの機構改革と脱み合してやろうというふうな考へがあるかどうか、これは事務の簡便の意味でございます。

○國務大臣(野田卯一君) 只今のお話の点は御尤もな点でありまして、我々といひましては、できるだけ従来の官庁のいろいろな整理して行く方式を漸次民間方式に改めたいと思つております。併し今までのところでは、いろいろな事情が違つておりますので、必ずしも民間のやり方と同じように持つて行くということではできないのであります。機構を作るといふよりも、いろいろと会計制度を検討する場合に、民間の方式で取入れられるものになるべく取入れて近づけて行くことに努力をいたしております。企業会計における発生主義とか、いろいろな方式を新しく取入れておりまして、今のいわゆる現金主義、あのやり方に対しては発生主義をできるだけ広く取入れるようにやつて行きたいと検討いたしております。また今後と検討してこの方面につきましては研究を進め、改善を図つて行かなきゃならぬと、こう考へております。

○國務大臣(野田卯一君) 課の問題につきましては行政審議会という機関も行政管理局に附置して置かれることになつております。そこで行政の執務のやり方というようにも研究いたすことになつておるのであります。その一環として行政審議会でも審議しておられます。又行政管理局でもそれを十分検討いたしたいと思つております。なお予算制度全体につきましても、今回の予算庁の設置とかいろいろ問題は二応見送られておりますが、予算制度全体の問題がやはりペンデイングになつておるのであります。こう

○國務大臣(野田卯一君) 課の点につきましては、現在の政府部内の取扱ひといひましては、課の設置は各省に任せであるために、課が場合によりまして、どん／＼と或るところでは作られ、或るところでは非常に引縮つて作られな

○國務大臣(野田卯一君) 課の点につきましては、現在の政府部内の取扱ひといひましては、課の設置は各省に任せであるために、課が場合によりまして、どん／＼と或るところでは作られ、或るところでは非常に引縮つて作られな

○國務大臣(野田卯一君) 課の点につきましては、現在の政府部内の取扱ひといひましては、課の設置は各省に任せであるために、課が場合によりまして、どん／＼と或るところでは作られ、或るところでは非常に引縮つて作られな

○國務大臣(野田卯一君) 課の点につきましては、現在の政府部内の取扱ひといひましては、課の設置は各省に任せであるために、課が場合によりまして、どん／＼と或るところでは作られ、或るところでは非常に引縮つて作られな

○國務大臣(野田卯一君) 課の点につきましては、現在の政府部内の取扱ひといひましては、課の設置は各省に任せであるために、課が場合によりまして、どん／＼と或るところでは作られ、或るところでは非常に引縮つて作られな

ということ、大分でございまして、今各省並びに外局等の中にどれだけの課があるかというのを調べてみますと、千九百あるわけでありまして、相当大きな数になつておりますので、今後の行政審議会におきましては、この課をどう持つて行くかということも十分検討して頂きたいと思つております。政府の考え方といたしまして、今後できるだけ課を大粒の課にしたい。今名前で一体何をやつていくかわからないくらい細分化されてしまつております傾向がありまして、もう少し大粒な課にする方向に持つて行きたい。今これは閣議でもしばしば意見を言つておられるに合致しておるわけでありまして、今後大粒な課に上る課の整理と言いますか、これを整理すると言いますか、それについて引続き努力して参りたいと、こう考へております。

○竹下豐次君 私の見聞したいなことに、なりまして恐縮であります。今お話を伺つて、各省、各官庁によつて非常になら／＼になつてゐるというのが事實だろ／＼と想像しております。ただ考へようによりましては、事務が非常に社会の進歩に伴つて細かくなつておりますので、課の増えは行くといふことも必ずしも悪い面ばかりぢやないと思つております。それは十分考へなければならぬことだと思つておりますけれども、少し分れ過ぎて、却つてそれがために事務を滞滞させるというやうなことも非常に多いように思ひますので、或るべきならばやはり政府のほうでもこの点には重点を置かれまして、期限でも切つてやはりその廃合を著々とお進めになることが非常に重要なこと

とじやないかと私は考へておる次第でございまして。私の希望を申し上げておきます。

○國務大臣(野田卯一君) それからなお課の増えた一つの原因といたしまして、給手制度の問題があるのでございまして、課長になれば月給が上がる、課長にならないと月給が上がるなというやうなことがありまして、それがために、月給を上げたためにいろいろな課を作つて課長にするといふこともなきにしもあらずで、これはやはり給手制度に絡む問題でありますので、その方面も十分研究いたしまして、そういう給手のために行政機構を改革するといふことのないやうにいたしたいといふことを考へております。

○竹下豐次君 私もちよつと言いたかつたんですが、遠慮して申し上げなかつたのでありますが、そのほかいろいろの形でそういうものが現れておるやうに思ひますので……

○森松常子君 さつき統計の重要性をおつしやいまして、大変力強く思つたのでありますが、それに関連いたしまして、二御質問申上げたのでありますが、統計調査の身分関係はどういうふうにお考へになつていらつしやうののでしやうか、又法制上の立場と申しましやうか、そういうふうなもの、それから予算関係はどういうふうにお考へてございませうか。

○國務大臣(野田卯一君) 予算関係は、調査監ができましたれば、調査監に關する経費が盛られるといふことだけで、別に變りはないと思ひます。法制的に……、今お話を点私誤解をいたしておるか知れませんが、例えば調査監の

身分を保障するやうなことを考へておるかどうかといふことにつきまして、は、調査監の身分の保障といふことは現在の法制ではないかと思つております。特別の保障といふものは統計調査監にはないかと思つております。只今まだそういう保障はありません。併しこれは一種の専門的な仕事でありますので、できるだけ人を余り替へるといふことをしないで、適材を十分重用して行くと思ひますか、適材を簡拔して、この人に一生懸命やつて頂くやうな制度を漸次作つて行く、こういうことを現在考へております。

○森松常子君 その人事権はどういうふうにお考へていらつしやいますか。

○國務大臣(野田卯一君) 人事権は、普通の行政組織法等に基いて任命をするといふことになるわけでありまして、例えば大臣なら大臣がこれを任命する、こういうことになるわけでありまして……

○森松常子君 それで公平妥當な調査が行へるやうにしたいといふお気持ちだと思ひますけれども、それは完全に期せられるやうなお見通しでございませうか。歪められない統計を出して行くといふことでございませうか。

○國務大臣(野田卯一君) 私は統計調査に關しては自分自身も相當關係を持つておりました。最近統計調査が相當信用されるやうになりましたが、数年前までは統計調査の話をしたまですと、關係の中でも余り信用しない人があるやうなことがありました。實際の話であります……、というのはやはり各省で統計を作る場合に、作爲的に政策的意圖を持つて作られたりするものでありますから、統計を余り重んじたよ

うなことを申すと、妙な目をして見られるやうな場合もあつたのですが、最近、特に終戦後統計はたしか進んで来ておると思ひます。アメリカのほうの指導もあつたと思ひますが、非常に進んで参りました。相當信頼すべき統計ができてつあると思ひます。この信頼すべき統計ができてつあるといふことは、今後飽くまでこれを守り育てて行きたい。それがためにいろいろな給手制度とかその他の人事制度について、特に配慮をいたして行きたい。こう考へております。

○森松常子君 最近私の経験したこと、でございまして。労働省でそれを非常にと正確、綿密に実態を調査いたしまして、たわけなんです、それが発表を差押えられまして、何か非常に政治的意圖の下で隔りつぶされたといふことも聞いているのでございまして、正しい統計、正しい調査といふものが本當に作られることになり／＼と何か障害があるのです。そういうことも聞いておりますので、将来そういうことのないやうに、本當に正しい統計調査をやりたいやうにお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 統計委員会といふものはなくなりまして、行政管轄下に統計基準部といふものが作られて、統計の元締をすることになつておりますが、勿論専門的なことであるから、別に統計審議会といふものを置きまして、専門家に入つて頂いて、内容的には十全を期したいと思つておりますが、今のやうな統計が歪められることのないやうに、折角いい統計ができておるから、これ

を今後力強くやつて参りたいと、こういうふうにお考へております。

○委員(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。農林省設置法の一部を改正する法律案、この審議はこの程度にとめておきまして、次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたそうと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) この際諸君にお諮りいたします。建設委員会から理事赤木正雄君、同じく理事田中一君がお見えになりまして、建設委員会のお決定に基き御意見をこの委員会において御陳述にならうとするのでありますが、西君の御発言を請うことに御異議はありませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議がないと認めます。さやうに取り計います。それでは赤木理事。

○委員外議員(赤木正雄君) 特にこの委員会におきまして田中理事並びに私の発言を委員長がお許しになるやうに處理されたことを深く感謝いたします。建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして建設委員会の大数数の意向を代表いたしまして二人からそれの意見を申し上げます。

私のほうから申すことは、第一に、この法律案によりまして、技監制を廃して、これに代るに建設技術會議を設ける、こういうことであると思ひます。これに對して我々の委員会といたしましては、その大部分はこれに反對でありまして、私の委員会におきましては技監を廃止するかといふことを政府に聞いたときに、政府の御答弁によりまして、

昔の技術と違ひまして、今日の技術は実は多岐に跨つておる、従つて一人の技術者を以てすべての技術を任すことはできないから、技監の制度はむしろ意味がない、それよりも技術会議をやつたほうがより多く技術の向上にもなる、こういうふうな御意見のように存じておりますが、それには我々は反対せざるを得ないのであります。御承知の通り今日一番大事なこととは、殊に建設省といたしまして、国土の再建に大事なこととは技術の向上であります。ところが技監を廃して果して技術の向上になるか。それには多大の疑問が我々にはあるのであります。御承知の通り先ほど私が申しました通りに、今は技術は河川も道路も砂防も建築も種々ありますから、一人の技監を以てすべての技術に最高權威たるは無論不可能であります。併し技術会議といふものは、實際どれほどの価値があるか。恐らく技術会議は責任があつて責任のないやうなもので、この技術会議の權威がどれほどあるか。我々はこれによつていわゆる技術の向上は無論図れない。むしろ技監を廃して技術会議を置くことは、いわゆる建設方面の技術の向上ではなくてむしろ低下である。こういうふうな結論したのであります。

ではどうしたらいいか。そこで我々は、少くとも技監は今までのように置いて、仮に道路関係の人が技監になつておる場合には、或いは河川とか或いは建築とか、或いは砂防とか、それぞれ技術の最もその道に達した技術官を以て副技監にする、そうして技監及び副技監を置いて、ここに確固たる技術の道を明らかにする。殊に御承知の通りこの頃の政治は非常に多岐に互

つております。ややもすると技術と無関係なものがあつて、技術として、日本のどの道に對してもこういう方向で行くのが一番正しい、いわゆる技術家を以て一定の確固たる道を期して置くといふことは、今後の政治局面において非常に大事なことである。若しも、その技術の上から言へばこれが最も正しいし、一定の線を進めておりながら、それを仮に濫用することは、それは技術の冒濫であつて、それを冒濫する人が悪い、そういう議論が立つのであります。そういう観点からして我々は技監に次官と同等な位置の技監を置く、又局長にはこれと同等な副技監を置く、こうして初めて技術の陣営が確固たるものであります。これが私どもの護旨であります。なおさつき私は大多數の意見と申しましたが、なぜ、大多數の意見と申しましたが、技監を置くといふことは、これは建設委員会全員の要望であります。ただ副技監を置いて、その結果、局長が現在技術官の人がありますが、そういう場合にどうなるか。それでむしろやはり現在折角局長に技術官になつておるのであるから、そのままに置いたらいじやないか、こういう意見を出す人もあるのではありません。併しそれは私は見方だ。局長の位置は技術官でも事務官でも適材適所の人が当ればいい、局長の位置は技術官を以てとらなければならん、決してさうには思つておりません。局長にはもつと大きな使命があります。その道で行くのが日本の建設技術の向上と思ひます。でありますか、建設委員会におきましては、全員一致

ではなかつたのであります。但し大多數としては技監、副技監、この制度に持つて行くことが正しいと大多數の意向が決定したのであります。そういういたしますと、今河川局に次長がおりますが、これなんか何も要らない、そういう考えを我々は持つております。その点を明らかにしております。

又こつちのほうは護岸をやつていますが、山腹をやつてないから効果はない、これがいい例なんです。もうそういうことは昔のことではないとおつしやいます。それは実例を御承知ないのであります。私は一月ほど前にやはり神奈川の或る仕事場を見ました。やはり山腹は山腹、溪流は溪流とやつていながら、中には同じ場所でも同じような所にやつておるが少しも統合されてない。これほど馬鹿なことがあるか、実に無駄がたぐさんあります。こういうことであります。

河川局から独立して砂防局にして欲しい。これは決して人の問題ではない。又工費の問題でもない。實際仕事をやるのにはさういふふうにするほかにない。現在日本の各地で砂防工事をやつていますが、今は砂防の技術が非常に圧迫されておりますからして、そこで砂防が全国に行われていけません。これはどこにあるかと申上げますと、至るところにあります。そういう事例もありませんからして、殊に治山治水と申しまして、一番大きな問題は土砂を出す問題であります。その観点からして、この砂防技術を立派に現わして、治水の本当の実を挙げるためには、この際少くとも河川局から砂防課を独立して砂防局にお願いしたい、この点については全委員の一致した気持であります。

これを申上げて、特に本委員会におきましても建設委員会の意のあるところをお汲み取り下さることを皆さんにお願いする次第であります。

○委員外議員(田中一君) 今議題にかかつていないこの調達庁の問題について、建設委員会のこれも大多數の意見として希望を申述べて置きたいと思ひます。

第一の点は、庁に次長を置いてくれといふことであります。これは従来から調達庁の業務は占領軍と接する面が多くて、対外折衝を円滑に処理するためにも長官の下に次長が置かれておつたのであります。今後不動産とか労働その他の調達業務がたぐさんございいます。駐留軍によつて国民が損害を受けたような場合の補償、駐留軍と日本人業者間の紛争の調停等、駐留軍との関係において多分にこの涉外能力と

これは今までの例で、河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

これは河川局の砂防の問題であります。河川局の中に、河川局の砂防の問題であります。河川局に属しては、河川局の中に、ある砂防でありますからして、無論河川局も喜んで仕事をすることはあります。が、事實はこれに反することが非常に多い。つまり河川の技術と砂防の技術が相類していない点がある。或いは派閥の争ひと申しますか、実にひどいのであります。それがためにこれは殆んど想像もできない……、むしろ砂防の予算を阻止しているものは河川局の中にありませんか、こういうふうの疑いも多分にあります。その観点からして万一面省の機構が一つにならない場合には、現在あるあの砂防は少くとも

申しますか、そういうものを発揮して、国民の権利を擁護する必要がある。又不動産の接収、解除、不動産の補償、労働調停、これらの点について十分考慮しなければならぬ点がたくさんある。こういう点につきまして、庁の次長を現在のまま置いて頂きたい、これが第一点でございます。

第二点といたしましては各部の次長でございます。総務部の所管事務は庶務、人事、会計等の内部管理事務のほか、行政協定の第十八条に基く損害補償、紛議処理、及び行政協定第十二条に基く調停協力業務など頗る広汎であります。これらの広汎な、殊に性格の異つてゐる業務を処理するために、部次長が必要であると考へております。不動産業務については従来部長の下に次長が置かれておつたのでございませう。民間からの各種の陳情とか要求、その他政治考慮を要するいろいろな問題につきまして円滑な処理をして来たのであります。今後接収の不動産の大量解除に伴ひましてこの種の業務がますます複雑且つ困難化すると思はれるのであります。こういう観点から言ひまして、是非、従来もありません。この次長制をそのまま存置して頂きたい、かように考へます。それから労働部次長の問題でございますが、駐留軍の使用する労働者は、現在ではたしか二十三万に上つておると考へております。従来これらの労働者は国家公務員法の特別職としての身分を持つておりまして、技能系労働者の賃金等は労働大臣がきめておりました。これを今回特別職をとりまして、一般の日傭労働者として、調停庁の長官が賃金その他の問題をきめるようになっております。

無論労働管理業務、これらも従来と違ひまして、複雑化する、かように考へます。殊に労働組合との折衝についてでございます。忙しくなるといふように考へられますので、労働部次長を存置して頂きたい、これが第二点であります。

第三点には、異調達局をこのまま存置して頂きたい、これは従来の異調の管轄下には駐留軍の施設が相当ありまして、今後においても相当残存するばかりでなく、不動産の解除に伴う補償業務も相当膨大に上るのであります。これらの業務を地域的に遠隔の大阪調達局に処理を任せます場合には、被接収者との関係におきまして非常な不便がある、こう考へますので、異調の廃止は取りやめにして頂きたい。併しなから今後、今申しましたような補償業務その他がだん／＼解決されて、全く異調達局としての局としての存置の理由がなくなつた場合には、いつでもこれを廃止する、こういうふうに考へております。

以上三点を建設委員会の多数の意見としてここに申述べさして頂きたい。皆様の御共鳴をお願いしたいと思へます。有難うございました。

○成瀬清治君 私には赤木委員にちよつとお尋ねしたいのです。あなたの御意見ですか、これは多数の意見か、ちよつと聞こうとしたのですが、技監を次官と同等に、そのこととどうですか。もう一つ副技監を置く、そのこととどうですか。

○委員外議員(赤木正雄君) 実はこれも申しますと、技監制は、最初の技監は萩野博士でしたが、その頃政治的のからして、或いは日本のうちに政治関係

から、どの河川をやつてくれとかいふような問題が起つたのです。無論そのときの内務省の大部分の仕事は河川局です。そのときに萩野さんは日本全体を考へまして、今はこの河川をやつて、その次が経済関係からこつちをや

る、ちやんと仕事を順序をきめたのであります。それで假に一つの例を申しますと、原内務大臣がこの河川の仕事をやりたい、こういうふうになつても、萩野技監の同意を得ないといふきなかつたのです。それは萩野技監は正しい意見を持つておりました。政治的にどうか知らないけれども、技術的から日本全体を見るには、先ず以てこの河川をやるのが当然である、こういうふうには技監は必ず正しい意見を持つておりましたから、実際に技監としては、技監はその当時局長、次官と同じ、今でも恐らく次官と同じ関係が知れません。むしろ次官以上に権力があつた技術官は……萩野さんがうんとおつしやなければ仕事ができない。仮に国会が非常に紛糾いたしまして技術官に就いて萩野さんが一度国会に顔を出すと、すべて納つてしまつた。それほど正しい判断をしておつた。私はそういう位置に技術官を持つて行きたい。それで最初技術官の正しい判断ができる。今のうちに技監制度を廃止したとして、技術官の正しい判断は、技術の権限はない。それからもう一つは、技術の技監は専門職になつておられますからして、専門職、それで進めばいい。技術の方面において次官がどう言おうが、大臣がどう言おうが、技術としてはそういうふうになつてきだ。そういう判断を下すことが今の場合において一番大事だと思ふ。その意

味で少くとも次官と同一に置かなければいけない、こういうふうには考へます。

それからもう一つ、副技監という問題は、併し今は技術が決して河川だけではありません。道路も悪い、砂防も悪い、建築も悪い、従つて一つの技術官ですべての技術を示すことはできません。それで技監を補佐するといひますか、そういう意味で各専門の技術官の最も優れた人を副技監にしておく、その人の位置は局長と同一にしない以上は、やはり局長の下に置かしては、かれこれ言われて、正しい技術を行ふことはできません。従つて今は局長の下に技術官がおりますが、私は局長はいわゆる道庁道所、これは技術官でも事務官でもどつちでもいい。いわゆる局長の職務と技術の職務とはつきり別する、そこで初めて技術が向上する。今の情勢ではまず技術は低下する一方です。それを言うので、どうしてもこういうふうには改正して頂きたい、こう言うのです。

○竹下豊次君 赤木さんの御希望を承つたのであります。あとの機会にでも、政府のほうでどういうふうにお考へになつておられますか、承りたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 答弁します。○国務大臣(野田卯一君) それではお尋ねによりまして、只今の赤木さんからお話の点について申上げたいと思ひます。

技監並びに副技監を置いて、純粹に技術に専念し、又他から技術がいろいろと容れられないような機構を作る必要があるという御意見であります。その意

これは私は考へ方としては、一つの筋の通つた意見であらうと思ひます。併しながら現在の機構におきまして、技監を作れば、副技監を作れば、局長は事務系統になるわけでありまして、そのことがいかにどうかという点につきましては、更に検討を要する、実情に照しまして検討を要するのではないかと考へます。

次に技監制度を廃止いたしました今回の行政機構改革における方針は、次官と並んでおるような、いわゆるダブル・システムになつておるようなものは、一応これを全部改めまして、一本にまとめて行こう、行政系統の統一というところを、今度の機構改革の一つの狙いとしたので、各省に、各省全部であります。各省に、各省全部の組織は全部これをなくすることにしたのであります。併しながら建設省におきましては技術が極めて大切でありますので、従来技監が官でございました機能を更に高揚する必要があると考へまして、これに技監というものをなくして、技術面について最高の權威を以て決定して行く機関がなくなつたというので、これに代るに技術の最高會議というものを作つたのであります。これには建設省の技術の最高ブレン数名、場合によりましては建設省外の人が入るかも知れませんが、建設省の最高のブレンをここに集めて、複雑困難な技術の問題はここで決定するといふふうなことにしたい。そういういたしますと従来の技監制度の持つておつたよりも、むしろ技術の点から言ひますと、もつといふ結果が生れるのではないかと考へておるのであります。

住宅局長の問題につきましては、田

ている人を十分尊重し、又その人が役

第一番は建設省の内部部局はこれま

しまして、そこで従来營繕に従事して

まして内部監査を徹底的に行う方針の

この仕事をばつきり責任を以てやらせ

る、
 こういふ建前の下に監察官十人以

す。

の監査のみを行なつておつたのであり

まして、建設省では土木関係の大きな

ありますので、補助事業につぎまして

事業の執行の実況を検査したいという

たのでいざいします。

正でございまして、その後は従来経済

りました地代、家賃に関する事務を経

宅局で所掌する、
 こういうことだいた

緊急措置に関する事務とか、或いは特

が建設省で行なっておりましたが、こ

理をするということにいたしたのであ

なお測量審議会の件の改正であります。

改正で、昭和二十八年の三月三十一日まで実質は存置することにいたしましたのであります。建前としては去年審議会を廃止するが、審議会の事務がなお残っているの、今年の三月まで一年間だけ廃止を延期する、こういうことに去年きまつておつたのであります。が、本年度におきましてもなお審議会にかけんならんというような事務が一部どうしても残つておりました。審議会未了のままになつておりましたので、その事務の始末だけをつけまして、これを廃止したいというのでもう一年だけ廃止を延長したいというところ、この改正を考へておりました。

そのあとには、建設省の内部的な権限の整理をやつたのであります。が、その一つは地方建設局におきましては従来直轄工事の施行を行つ、こういうことになつておつたのであります。が、事実上よんどころない必要がありまして、場合によつてはやつておつた場合もないではないのであります。これは直轄工事の施行に伴ひまして、それに関連のある附帯工事、それから直轄工事のために補償工事等でどうしても建設省の工事と一緒にやる必要があるものがしばしばあるのであります。いづれも軽微な仕事であります。が、これを直轄工事と併せて行い得るということ、制度上はつきりさせるという必要を感じましたので、そういう意味の規定の整備を行つたのであります。なおこれに似たようなことで、土木研究所及び建築研究所において特殊な河川の工作物、例えばダム等の工作物についての調査、試験、検定というようなものを公共団体の委託に基いて行い得るという趣意を開く必要があり

ましたので、そういう規定を入れまし。大体以上申しましたようなことが改正案の実質上の問題でございます。そのあとは先ほど申しました通り主文字句を整理したにとどまつてゐるのでございます。

○委員長(河井彌八君) ちよつとお待ち下さい。成瀬君、御質疑がありますか、成瀬君。

○成瀬治君 先ほど伺いますと、この技監制度を廃止して、建設技術会議を附屬機関として設立するわけですが、これは政令で定められるわけですか。

○説明員(小林興三君) 建設技術会議を置くこと自体はこの設置法の改正で定めまして、その審議会の内部の問題は政令で定めようという考えであります。

○成瀬治君 それずつとできてゐるわけでしょうね、案は。ありましたら資料として一つ……。或いは若しできてなければ要綱なり何なり資料を一つ御提出願ひたい。

○説明員(小林興三君) 最終的には固つておりませんけれども、大体考へてゐる事柄はございます。

○成瀬治君 あとでどうせやらなくちやならんから、資料として要求いたします。

それからもう一つ、測量審議会の廃止が二十七年の三月三十一日限りになつておつたわけですね。今御承知のように五月であります。それまでどうなつてゐるのですか。

○説明員(小林興三君) 実は測量審議会は測量法に基いて行われてゐるのでございます。測量法はこの前の設置

法の改正では、測量法はそのまま改正になつておらんかつたのです。設置法のほうで附屬機関の一覧の表のほうに於いては測量審議会を除きまして、附則で一年間だけやめ、こういふ期間になつておつたわけですね。事実上三月から今までは審議会は今まで仕事をやつておりましたから、これによつて又復活する、設置法の建前では復活をして又なくす、こういうことになつております。

○成瀬治君 そうするとその審議委員とか、そこに働いておつた事務系の人たち、そういう人はそれじや全部辞令が出てやめておられるのですか。今度又やられるという、新らしく任命されることになるんですか。

○説明員(小林興三君) これはもう委員がおりましただけで、あとは事務は地理調査所等全部やつておりました。特別の職員がそこにゐるわけではございません。委員につきましては、なお法律上研究する余地があると思つたので、置いてある実体法の、測量法の上では廃止になつておらないのです。それで、それから当然に抵触しないのじやないかと、こういうふうにと考へておりますが、なおその点研究したいと思つてゐます。

○成瀬治君 これはもういろいろな点において一つの前提になると思つたから、これは一つ法制局なり、適当なところへ尋ねてしつかりした結論を立てて願ひたいと思つてゐます。

○松原一善君 野田長官のいるときに御説明を伺つておきたいのですが、今後ここには官房長が新たにできますが、一休官房長を置くとか置かんとかいふものにはどういふ標準があるのでしょうか。

○国務大臣(野田卯一君) 標準といひますか、大体官房には原則として官房長を置いてあります。併し仕事官房長を必ずしも置く必要も認められないといふところにつきましては置いてないのが二、三あるものであります。

○松原一善君 置く必要がないとか置く必要があるとかという、その何かを例へば局が五つ以上あるところは官房長を置くとか、それ以下は置かんとかいつたようなことを聞いたのですが、そういうような内部規定が、或いはあなたのほうの御査定の上の標準があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○国務大臣(野田卯一君) それはその点は幾つ以上は置く、幾つ以下は置かんとかというところは記憶いたしておりませんが、一時はこういつたところを見る、そういうことになつておつたといふことがあつたかと思つてゐます。

○松原一善君 それはまあそのただ必要があるとかないとかというの見方の一つであります。例へば今後こでも五局で官房長が新たに置かれた、官房の中に或る一つの事務が入つたといふことはありますが、厚生省のごときは七局になるのですけれども官房長はないのであります。厚生省には官房長が要らない、建設省には官房長が要ると、その差別、区別は一体どこで置くことになるのですか。ちよつとこの設置法をば全体から眺めた場合、我々には標準がわからないのであります。が、一覽表でも一つ作つて、官房長のある省とない省、そしてある省の必要の理由、規模、或いは構成等を何か知らして頂くことができませんか、如何

でしようか。あるのでしようか、ないでしようか。

○国務大臣(野田卯一君) 大体今度の、今厚生と文部、労働がないと記憶いたしますが、三つないと思つてゐます。これは現在なしにやつてゐるところも、内容的には殆んど支障がないところはそのまゝになつてゐる。こういうふうにと考へております。

○松原一善君 ただ内部的にその支障がないといふても、勢力のある大臣のところには官房長がいるといつたやうな、まあ厚生省なんかは専任大臣もないものだから、今度の設置法を見ますというとなににもなるにつてい。専任大臣がないといふところもある。するかなあといふような感もないではないのであります。あなたがおやりになつてゐるところだから、五局のところでもありますまいけれども、五局のところでも官房長が取れて、七局あつても官房長がないといふことになると、審議の上から見れば不均衡の感じがいたすのであります。事務分量はどれほど違ふかどうか、一応一覽表でも作つて、その条件を御明示を頂きたいといふことを希望いたします。

○国務大臣(野田卯一君) 只今の御希望の点は調べて伺ひたいと思つてゐます。

○委員(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。本日はこの程度で委員会を閉じたいと思つてゐますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思つてゐます。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思つてゐます。

午後五時二分散会

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

関係法令の整理に関する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、経済審議庁設置法案（予備審査のための付託は五月十日）

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、通商産業省設置法案（予備審査のための付託は五月十日）

一、建設省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、総理府設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月九日）

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、法制局設置法案（予備審査のための付託は五月七日）

一、自治庁設置法案（予備審査のための付託は五月九日）

一、調達庁設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月九日）

一、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月八日）

一、保安庁法案（予備審査のための付託は五月十日）

一、資源調査会設置法案（予備審査のための付託は五月十日）

一、海上公安局法案（予備審査のための付託は五月十二日）

一、文部省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月七日）

一、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月八日）

一、法務府設置法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

昭和二十七年十月十六日印刷

昭和二十七年十月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局